

大津市科学館プラネタリウム更新業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、大津市科学館のプラネタリウム更新業務に係る委託の相手方の事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 大津市科学館プラネタリウム更新業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「大津市科学館プラネタリウム更新業務仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで 本業務の契約の締結については、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。 投影機の据付、調整は令和9年3月24日（水）までに完了することとし、同年3月31日（水）までに引き渡すものとする。 |

3. 見積上限額

委託料の上限は309,181,900円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

| | |
|--------------|--------------------|
| 令和8年4月23日（木） | 公募開始 |
| 令和8年5月7日（木） | 説明会（参加希望者は必ず参加のこと） |
| 令和8年5月12日（火） | 参加申込・質疑受付締切 |
| 令和8年5月15日（金） | 質疑に対する回答（予定） |
| 令和8年5月19日（火） | 参加資格結果通知 |
| 令和8年5月27日（水） | 企画提案書等の提出締切 |
| 令和8年6月4日（木） | プロポーザル審査 |

なお、応募者多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、

消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 本業務を実施するに当たり必要となる建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者であること。
- (9) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間をいう。）に、12メートル以上のドーム径を持つプラネタリウムの機器の新設又は更新に係る契約を2件以上締結し、これらを履行した実績を有する者であること。
- (10) 第4項第3号の説明会に参加した者（やむを得ない理由により参加することができなかったと市長が認める者を除く。）であること。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信することとし、必ず電話等で送信した旨を伝えること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 E-mail otsu2481@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 大津市ホームページにおいて掲載（令和8年5月15日（金）を予定）

※「事業者向け」→「入札・契約」→「プロポーザル」→「募集中のプロポーザル」

8. 説明会

- (1) 開催日時 令和8年5月7日（木）午後1時30分
生涯学習センター東側（琵琶湖側）入口に集合
- (2) 参加人数 最大で3名までとする。
- (3) その他

実施要領の説明と現地見学で60分程度を予定。館内の写真撮影は可とする。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 会社概要（任意様式） 1部

- ・様式は任意のものとし、A4縦1枚（両面印刷可）以内にまとめること。
- ・事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、従業員数、主な業務内容、主な業務実績等について記載すること。

エ 建設業法に基づく許可の写し 1部

オ 実績調書（任意様式） 1部

- ・様式は任意のものとし、A4縦1枚（両面印刷可）以内にまとめること。
- ・過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、12m以上のドーム径を持つプラネタリウムの機器に関して新築または更新した実績を新しいものから順に2件以上記載すること。
- ・契約書写し（契約名、契約相手方、契約金額、契約期間が分かる部分、変更契約があった場合は変更契約書を含むこと）を添付すること。

カ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

- a 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）及び役員名簿
- b 個人にあつては、身分証明書の写し
- c 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

(2) 提出期間及び時間

令和8年5月12日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

郵送の場合は、配達されたことが証明される方法によることとし、午後5時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-0814 大津市本丸町6番50号

大津市科学館（生涯学習センター4階事務室）

TEL:077-522-1907

10. 企画提案書の提出及び作成方法

(1) 提出期間及び方法

企画提案書については、令和8年5月27日（水）午後5時までに、持参または郵送で提出すること。期日までに書類が届かない場合はプロポーザルへの参加意志がないものとみなします。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明される方法によることとし、午後5時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(2) 提出先 第9項第(4)号に同じ。

(3) 提出書類

ア 企画提案書 11部（原本1部、副本10部）

- a 表紙には「大津市科学館プラネタリウム更新業務」と記載するとともに、正本1部にのみ表紙に会社名を記載し、副本には提案者の商号又は名称、デザインなど会社名が推測できる事項は記載しないこと
- b 様式は任意とする。規格はA4縦としA3横サイズ折り込みは可とする。印刷は片面とし、枚数の制限は設けない。
- c 提案書には表紙以外にページ番号を付与すること。左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。
- d 評価を公平かつスムーズに行うため、提案書に記載する項目及び順序については、第11項「企画提案内容」に掲げる順とし、審査基準に示す評価の視点に対応する内容を必ず記載すること。

イ 企画提案概要説明書 11部（原本1部、副本10部）

- a A3横カラー片面1枚とし、更新後のイメージパースを含め、企画提案書の概要及び提案内容で特に強調したい点について画像・図版を用いて説明すること。

ウ 価格見積書 原本1部

- a 任意様式。A4縦とし複数枚に渡る場合は、片面印刷左綴じとする。
- b 積算の内訳が分かるように記載すること。税抜き金額と消費税額及び地方消費税額を含む全体額を明記すること。

11. 企画提案内容

- (1) 光学式投影機の設置
- (2) 全天周デジタル式投影機の設置
- (3) 連動システムの構築、補助投影システム・操作卓の設置
- (4) 番組制作システムの設置
- (5) 音響設備の設置

- (6) 照明設備の設置・二次側電気工事
- (7) ドームスクリーンの張替え
- (8) 座席の改修
- (9) 床面カーペット等内装の改修
- (10) 番組の納入
- (11) 保守サポート体制
- (12) 自由提案
- (13) 業務実施体制及び工程表

1 2. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、本案件のプロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 企画提案に係るプレゼンテーション審査

ア 実施日時 令和8年6月4日(木)

詳細な時間は参加者に別途通知する。

イ 実施場所 大津市生涯学習センター3階 第3研修室

ウ 提案時間 20分以内(提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。)

※ 応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。

エ 質疑応答 20分程度

※ 応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。

オ 参加人数 3人以内

カ 提案説明に必要な機材等は提案者が用意すること。ただし、プロジェクター(HDMI端子による接続)及びスクリーンはあらかじめ大津市が準備したものを利用することができる。なお、使用する電子データは、提案書と同一の内容とし、追加及び変更は一切認めない。もっとも、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

1 3. 審査基準

提案内容等の評価点と見積額の評価点との合計点数の総合点が最も高い者を候補者とする。

(1) 提案内容等の評価点

提案書の内容及びプレゼンテーションについて、別紙「提案内容の評価点審査基準」に基づき審査する。

提案内容の評価点は各審査員の評価点の平均(小数点以下切り捨て)を提案書の評価点とする。

(2) 見積額の評価点

50点 × 全提案のうち最も安価な見積額 / 当該提案者の見積額

※小数点以下切り捨て

(3) 総合点

(1) と (2) の合計点数を総合点とする。

※総合点の満点は500点とする。

各審査員の平均点数において満点の6割を下回る提案は失格とする。同一の審査項目において審査員全員から最低評価を受けた場合は失格とする場合がある。

また、最も高い得点を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案が複数ある場合は、それらのうち最高点をつけた委員が多い者を上位とする。最高点をつけた委員が同数であった場合は、見積金額が最も低い者を採用することとし、さらに、見積金額が同額である場合は、くじにより決定するものとする。

14. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年6月11日(木)に結果通知書を発送予定

15. 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。本契約の締結に当たっては議会の承認を要し、承認が得られるまでの間は仮契約とする。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

16. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提案書の提出は1者につき1案とする。

17. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された提案書等について、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

18. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、納入業者を選定された者が作成した提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、納入業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

19. 問い合わせ先

〒520-0814

大津市本丸町6番50号

大津市科学館

担当者 伊藤

TEL 077-522-1907

FAX 077-522-2297

電子メールアドレス otsu2481@city.otsu.lg.jp